

環境関連法規制登録簿(対応記録一覧・市ヶ谷)

対応部局を以下のように表す 市ヶ谷キャンパス内全構成員・準構成員:I、施設部環境施設課:S、施設部環境保全課:J、中央管理センター:C、自然科学センター:N、地理学科事務室:G、デザイン工学部事務:D、体育部診療所:M、体育部体育課:P

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容	政令・省令等	関係者	環境管理記録名	担当部局	評価対象	順守評価の方法
事業活動全般	環境基本法	第8条	事業者の責務						
	東京都環境基本条例	第6条 第7条	事業者の責務 都民の責務						
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	第4条 第10条	国民、民間団体等の責務 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育						
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	第4条	事業者の責務						
エネルギーの使用 ・電気 ・都市ガス ・重油 ・軽油	エネルギーの使用の合理化に関する法律	第4条	エネルギー使用者の努力	平成21年経産省告示第57号	I	エネルギー管理標準	S	○	作成状況について確認し、作成済みの場合は作成日を記録する。
		第5条	事業者の判断の基準となるべき事項	平成21年経産省告示第66号	I				
		第7条第1項～第3項	特定事業者の指定	令第2条 規則第5条・第6条	S	エネルギー使用状況届出書 指定通知書	S	○	該当事由の有無及び該当事由があった場合は届出の有無について確認し、提出日、指定日を記録する。
		第8条	エネルギー管理統括者の選任・届出	規則第8条・第9条・第12条	S	エネルギー管理統括者(企画推進者)選任・解任届出書	S	○	選任・解任の状況及び異動があった場合は届出の有無について確認し、被選任者の役職・氏名、提出日を記録する。
		第9条	エネルギー管理企画推進者の選任・届出	規則第13条・第15条	S	エネルギー管理統括者(企画推進者)選任・解任届出書	S	○	選任・解任の状況及び異動があった場合は届出の有無について確認し、被選任者の役職・氏名、提出日を記録する。また、被選任者の講習修了状況を確認し、修了日を確認する。
		第10条	第1種エネルギー管理指定工場等の指定・取消	令第3条 規則第7条	S/C	定期報告書 第一種(第二種)エネルギー管理指定工場等指定取消申出書 指定(取消)通知書	S	○	指定・取消要件への該当状況及び指定・取消の状況について確認し、事業所名、提出日及び指定日(取消日)を記録する。
		第12条	エネルギー管理員の選任・届出	規則第23条・第24条・第33条	S/C	エネルギー管理者(管理員)選任・解任届出書 エネルギー管理講習修了証	S	○	選任・解任の状況及び異動があった場合は届出の有無について確認し、被選任者の役職・氏名、提出日を記録する。また、被選任者の受講状況について確認し、修了日を確認する。
		第15条	中長期的な計画の作成・提出	規則第35条	S	中長期計画書	S	○	提出状況について確認し、提出日を記録する。
		第16条	定期の報告	規則第36条・第37条・第38条	S/C	定期報告書	S	○	提出状況について確認し、提出日を記録する。
		第13条	第2種エネルギー管理指定工場等の指定・取消	令第6条 規則第34条	S/C	定期報告書 第一種(第二種)エネルギー管理指定工場等指定取消申出書 指定(取消)通知書	-	-	指定・取消要件への該当状況及び指定・取消の状況について確認し、事業所名及び指定日又は取消日を記録する。
温室効果ガスの排出	地球温暖化対策の推進に関する法律	第5条	事業者の責務	-	I				
		第23条	事業活動に伴う排出抑制等	-	I				
		第26条	温室効果ガス算定排出量の報告	令第5条・第6条	S/C	温室効果ガス算定排出量報告書提出	S	○	提出状況について確認し、提出日を記録する。
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第5条の5	地球温暖化対策の推進 指定地球温暖化対策事業所の指定等	東京都地球温暖化対策指針 規則第4条の4～第4条の6	S/C				
		第5条の8			S	指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書 指定地球温暖化対策事業所指定通知書 特定地球温暖化対策事業所指定通知書	S	○	指定状況
		第5条の9	指定地球温暖化対策事業者の変更等	規則第4条の7	S	指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届	S	○	変更事由の有無、届出の有無
		第5条の11	特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減義務	規則第4条の9～第4条の15	I				
		第5条の12	削減義務率	規則第4条の16	-				
		第5条の13	基準排出量の決定	規則第4条の17・第4条の18	S/C	基準排出量決定申請書 基準排出量決定通知書	S	○	申請書の提出状況について確認し、申請書の提出日、通知書の発行日及び基準排出量の数値を記録する。
		第5条の14	基準排出量の変更	規則第4条の19	S/C	基準排出量変更申請書 基準排出量変更決定通知書	S	○	該当事由の有無及び該当事由があった場合は申請書提出の有無について確認し、提出日を記録する。
		第5条の24	削減目標の設定	規則第4条の22	S				
		第5条の25	温室効果ガス排出量の把握		S/C				
		第6条	地球温暖化対策計画書の作成	規則第4条の23	S/C	地球温暖化対策計画書	S	○	提出状況について確認し、提出日を記録する。
		第6条の2	統括管理者及び技術管理者の選任	規則第4条の24	S	地球温暖化対策計画書	S	○	選任・解任の状況について確認し、被選任者の所属・氏名、提出日を記録する。技術管理者については資格の保有状況について確認し、資格の種類及び取得日を
		第7条第1項	テナント等事業者との協力推進体制等		S				
		第8条第1項	地球温暖化対策計画書の公表	規則第5条・第5条の2	S				
		第8条の23第2項	地球温暖化対策報告書の作成等	規則第5条の17・第5条の19	S/C	地球温暖化対策報告書	S	○	提出状況について確認し、提出日を記録する。
		第8条の24第1項	地球温暖化対策報告書の公表	規則第5条の20	S				
地下水の利用 ・58年館(富士見ゲート、大内山校舎) ・BT	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第2条・別表第2第29号	指定作業場(地下水揚水施設)		-				
		第76条	揚水施設の構造基準及び揚水量の制限	規則第29条・別表第8	S				
		第89条、第90条	指定作業場の設置・変更の届出	規則第41条	S	指定作業場設置(変更)届	S	○	該当事由の有無及び該当事由があった場合には届出の有無について確認し、施設の名称、届出の種類及び受理日を記録する。
		第93条第1項(第87条)	変更届及び廃止届	規則第38条、規則第39条	C	氏名等変更届出書 廃止届出書	C	○	該当事由の有無及び該当事由があった場合には届出の有無について確認し、施設の名称、届出の種類及び受理日を記録する。
		第97条	揚水量の測定等	規則第45条	C	地下水揚水量報告書	C	○	提出状況について確認し、提出日を記録する。
		第141条	雨水の地下への浸透の促進		S				
送風機(7.5kW以上)の設置 ・BT、80年館	騒音規制法	附則第6条	施行期日	規則附則第7項	C	地下水揚水施設既設届出書	C	○	届出書の有無を確認し、届出書の受理日(提出日)を記録する。
		第5条	規制基準の遵守義務	昭和44年東京都告示第157	S	特定施設設置届出書	S	×	
		第6条	特定施設の設置の届出	規則第3条・第4条・第7条	S	特定施設設置届出書 受理書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、特定施設の名称及び届出書の受理日を記録する。
		第8条	特定施設の数等の変更の届出	規則第3条・第6条・第7条	S	特定施設の種類ごとの数変更届出書 受理書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、特定施設の名称及び届出書の受理日を記録する。
		第10条	氏名の変更等の届出	規則第3条・第8条	C	氏名変更届出書	C	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の受理日(提出日)を記録する。

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容	政令・省令等	関係者	環境管理記録名	担当 部局	評価 対象	順守評価の方法
重油・軽油の保管・使用 〔貯蔵所〕 ・BT 地下タンク(自家発) ・大内山 地下タンク(自家発) 〔一般取扱所〕 ・BT 自家発室 ・80年館 自家発室 ・富士見ゲート 自家発 ・大内山 自家発	水質汚濁防止法	第14条の2第3項	事故時の措置(貯油施設等)	-	C	事故届	C	○	事故の有無及び事故があった場合にはその際の措置内容について確認し、貯蔵所等の名称、事故届の提出日を記録する。
		第14条の4	事業者の責務	-	I				
	消防法	第11条	貯蔵所又は取扱所の設置・変更の許可	危政令第6条・第7条・第8条 危規則第4条・第5条・第6条	S	危険物製造所、貯蔵所、取扱所設置許可申請書 危険物製造所、貯蔵所、取扱所変更許可申請書 許可書	S	○	設置・変更事由の有無及び設置・変更事由があった場合は手続きの状況について確認し、貯蔵所等の名称、新設・変更の内容、許可書の日付、完成検査済証の日付を記録する。
		第10条第4号 第12条	位置・構造・設備の技術上の基準	危政令第12条・第13条・第19条	S/C				
		第10条第3号 第11条の4	貯蔵・取扱の技術上の基準 数量・指定数量の倍数等の変更の届出	危政令第24条～第27条 危規則第7条の3	S/C S				
		第12条の6	貯蔵所又は取扱書の廃止届		S	危険物製造所、貯蔵所、取扱所の品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書 危険物製造所、貯蔵所、取扱所廃止届出書	S	○	変更事由の有無及び変更事由があった場合には届出の有無について確認し、貯蔵所等の名称及び変更内容、受理日を記録する。
		第13条第1項・第2項	危険物保安監督者の選任・届出	危政令第31条・第31条の2	C	危険物保安監督者選任・解任届出書	C	○	廃止事由の有無及び廃止事由があった場合には届出の有無について確認し、貯蔵所等の名称、受理日を記録する。
		第13条第3項	危険物の取扱の制限	危政令第31条第2項・第3項	C				選任・解任の状況及び届出の有無について確認し、被選任者の所属・氏名、提出日を記録する。
		第14条の3の2	定期点検	危政令第8条の5 危規則第62条の4・第62条の5の2・第62条の5の3・第62条の6～第62条の8	C	地下タンク及び埋設配管定期点検実施報告書	C	○	実施状況について確認し、直近の実施日を記録する。
		第16条の3 第16条の5	危険物の流出等の事故時の措置 軽微な変更又は規制外の変更の届出		C S	資料提出書(確認を要する軽微な変更工事) 資料提出書(火気使用工事)	S	○	当該事由の有無及び当該事由があった場合には届出の有無について確認し、貯蔵所等の名称及び届出の種類、受理日を記録する。
	東京都火災予防条例	第30条	貯蔵・取扱の遵守事項	規則第10条の3	C				
		第31条	貯蔵・取扱の基準	規則第10条の4	S/C				
		第31条の2	貯蔵取扱所の位置・構造・設備の基準	規則第10条の5～第10条の	S/C				
		第31条の3	貯蔵取扱所の位置・構造・設備の維持管理		S/C				
		第58条	貯蔵取扱所の届出等	規則第14条	S	少量危険物貯蔵取扱所設置(変更)届出書 少量危険物貯蔵取扱所廃止届出書	S	○	当該事由の有無及び当該事由があった場合には届出の有無について確認し、貯蔵所等の名称及び設置・変更・廃止の別、受理日を記録する。
燃焼機械の設置・使用 〔ばい煙発生施設〕 ・BT 吸収式冷水水発生机 ・BT 暖房用温水ヒーター	大気汚染防止法	第2条第2項	ばい煙発生施設	令第2条 規則第2条	-				
		第3条・第4条	排出基準	令第7条 規則第3条～第6条	-				
		第5条の2	総量規制基準	令第7条の2・第7条の3 規則第7条の2～第7条の5 都昭和51年7月10日告示第674号	-				
		第6条	ばい煙発生施設の設置届出	規則第8条・第9条・第13条	S	設置届出書 受理書	S	○	当該事由の有無及び当該事由があった場合には届出の有無について確認し、施設の名称及び受理書の日付を記録する。
		第8条	ばい煙発生施設の構造等の変更の届出	規則第8条・第9条・第13条	S	変更届出書 受理書	S	○	当該事由の有無及び当該事由があった場合には届出の有無について確認し、施設の名称及び受理書の日付を記録する。
		第11条	氏名の変更等の届出	規則第11条・第13条	C	氏名等変更等届出書	C	○	当該事由の有無及び当該事由があった場合には届出の有無について確認し、届出事由及び提出日を記録する。
		第13条 第16条	排出基準等を守る義務 ばい煙量等の測定	規則第15条	C C		C	○	実施状況及び測定結果について確認し、直近の実施日を記録する。また、記録の保管状況について確認する。
		第17条 第17条の2	事故時の措置に関する義務 事業者の責務		C				
		第23条	緊急時の措置	令第11条 規則第17条	C				
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第2条・別表第2第26号	指定作業場(ボイラー等)		-				
		第68条・別表第7	規制基準の遵守等						
		第69条	燃料の基準の遵守等	規則第22条・別表第2	S	燃料性状分析結果	S	○	分析結果(硫黄含有率)について確認し、分析日及び硫黄含有率の数値を記録す
		第89条、第90条	指定作業場の設置・変更の届出	規則第41条	S	指定作業場設置(変更)届	S	○	当該事由の有無及び当該事由があった場合には届出の有無について確認し、施設の名称、届出の種別及び受理日を記録する。
		第93条第1項(第87条)	変更届及び廃止届	規則第38条、規則第39条	C	氏名等変更届出書 廃止届出書	C	○	当該事由の有無及び当該事由があった場合には届出の有無について確認し、施設の名称、届出の種別及び受理日を記録する。
		第94条	ばい煙濃度の測定	規則第43条	C	計量証明書	C	○	実施状況及び測定結果について確認し、直近の実施日を記録する。また、記録の保管状況について確認する。
		第98条第1項	事故届等	規則第46条	C	工場(指定作業場)事故届出書	C	○	事故の有無及び事故があった場合にはその際の措置内容について確認し、施設の名称、事故届の提出日を記録する。
		第99条 第127条第1項	ばい煙等の減少計画 小規模燃焼機器の設置	規則第47条 規則第63条・別表第17	C S				
		第146条～第148条	大気汚染緊急時における措置	東京都大気汚染緊急時対策 実施要綱(オキシダント)	C	大気汚染緊急時における燃料使用量削減計画書 燃料使用量削減措置実施報告書	C	×	
	公害健康被害の補償等に関する法律	第55条第1項	汚染負荷量賦課金の納付等		S	汚染負荷量賦課金納付書・領収証書	S	○	納付状況

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容	政令・省令等	関係者	環境管理記録名	担当 部局	評価 対象	順守評価の方法
フロン類を使用した冷凍機、 パッケージエアコン、業務用冷 蔵庫・冷凍庫、自販機、製氷 機、冷水器等の設置・使用	フロン類の使用の合理化及 び管理の適正化に関する法 律	第5条	指定製品及び特定製品の管理者の責務						
		第16条	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	-	J/C				
		第19条	フロン類算定漏えい量等の報告等	-	J/C	未定	J		
		第23条	情報の提供等						
		第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	-	S				
		第43条	第1種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等	規則第28条～第39条	S				
冷凍機等(第1種冷凍製造施設) の設置・使用 ・BT スクリューチラー	高圧ガス保安法	第5条第1項	製造の許可	令第4条 冷凍則第3条	S	高圧ガス製造許可申請書 製造施設完成検査申請書 製造開始届書 取扱責任者届書 高圧ガス製造許可書 製造施設完成検査証	S	○	許可申請事由の有無及び申請事由があった場合は申請書・許可書・検査済証その他の書類を確認し、製造所の名称、製造許可書及び完成検査証の日付を記録する。
		第8条	製造に関する技術上の基準	冷凍則第6条・第7条・第9条	S/C				
		第11条	製造のための施設及び製造の方法	冷凍則第7条・第9条	S/C				
		第14条第1項	冷凍設備の変更工事等の許可	冷凍則第16条	S	高圧ガス製造施設等変更許可申請書	S	○	許可申請事由の有無及び申請事由があった場合は申請書・許可書・検査済証その他の書類を確認し、製造施設の名称、製造許可書及び完成検査証の日付を記録する。
		第14条第2項	冷凍設備の軽微な変更工事等の届出	冷凍則第17条	C	高圧ガス製造施設軽微変更届出書	C	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、製造施設の名称及び届出書の受理日を記録する。
		第26条	危害予防規程	冷凍則第26条	S/C	危害予防規程 危害予防規程届出書	S/C	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、製造施設の名称及び届出書の受理日を記録する。
		第27条	保安教育	-	C	保安教育計画	C	○	保安教育計画の有無を確認し、確認日を記録する。
		第35条	保安検査	冷凍則第40条～第43条	C	保安検査証 高圧ガス保安協会保安検査受検届書 保安検査記録	C	○	保安検査の実施状況について確認し、直近の実施日を記録する。
		第35条の2	定期自主検査	冷凍則第44条・第44条の2	C	保安検査・施設検査記録	C	○	定期自主検査の実施状況について確認し、直近の実施日を記録する。
		第36条	危険時の措置及び届出	冷凍則第45条	C				
		第63条	事故届	冷凍則第68条	C	事故届書	C	○	事故の有無及び事故があった場合は事故届提出の有無について確認し、冷凍施設の名称及び事故届の受理日を記録する。
		-	代表者・高圧ガス取扱責任者等の変更	-	C	高圧ガス事業所名称等変更届出書	C	○	変更事由の有無及び変更事由があった場合には届出の有無について確認し、製造施設の名称及び変更内容、受理日を記録する。
冷凍機等(第2種冷凍製造施設) の設置・使用 ・BT 空冷ヒートポンプチラー ・外濠校舎 空冷ヒートポンプチラー	高圧ガス保安法	第5条第2項	製造の届出	令第4条 冷凍則第4条	S	高圧ガス製造届書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、製造施設の名称及び届出書の受理日を記録する。
		第12条	製造のための施設及び製造の方法	冷凍則第11条～第14条	S/C				
		第14条第4項	冷凍設備の変更工事等の届出	冷凍則第18条	S/J	高圧ガス製造施設等変更届書	S/J	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、製造施設の名称及び届出書の受理日を記録する。
		第27条	保安教育	-	C	保安教育計画	C	×	
		第36条	危険時の措置及び届出	冷凍則第45条	C				
		第63条	事故届	冷凍則第68条	C	事故届書	C	○	事故の有無及び事故があった場合は事故届提出の有無について確認し、冷凍施設の名称及び事故届の受理日を記録する。
		-	代表者・高圧ガス取扱責任者等の変更	-	C	高圧ガス事業所名称等変更届出書	C	○	変更事由の有無及び変更事由があった場合には届出の有無について確認し、製造施設の名称及び変更内容、受理日を記録する。
高圧ガスの保管(第2種高圧ガス貯蔵施設)	高圧ガス保安法	第17条の2	第二種貯蔵所の貯蔵の届出	一般則第25条	S	第二種貯蔵所設置届書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、製造施設の名称及び届出書の受理日を記録する。
		第18条第2項	第二種貯蔵所の技術上の基準	一般則第23条	S/C				
		第19条第4項	第二種貯蔵所の変更工事の届出	一般則第29条・第30条	S/J	第二種貯蔵所位置等変更届書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、製造施設の名称及び届出書の受理日を記録する。
		第27条	保安教育	-	C	保安教育計画	C	×	
		第36条	危険時の措置及び届出	冷凍則第45条	C				
		第63条	事故届	冷凍則第68条	C	事故届書	C	○	事故の有無及び事故があった場合は事故届提出の有無について確認し、冷凍施設の名称及び事故届の受理日を記録する。
		-	代表者・高圧ガス取扱責任者等の変更	-	C	高圧ガス事業所名称等変更届出書	C	○	変更事由の有無及び変更事由があった場合には届出の有無について確認し、製造施設の名称及び変更内容、受理日を記録する。
公共下水道への下水の排除	東京都下水道条例	第4条第1項	排水設備の新設等の届出	規則第6条	S	排水設備新設(増設・改築)計画届出書 排水設備計画変更(中止)届出書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の受理日(提出日)を記録する。
		第8条	使用の開始等の届出	規則第26条	S	公共下水道使用開始(変更)届	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の受理日(提出日)を記録する。
		第11条の2	除害施設の設置等	-	S				
除害施設の設置・使用 ・BT 除害施設 ・富士見ゲート除害施設	東京都下水道条例	第4条第2項	除外施設の新設等又は使用方法の変更の届出	規則第6条の2	S	除害施設の新設等又は使用方法の変更届出書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出の種別及び受理書の日付を記録する。
		第4条第3項	氏名等の変更の届出	規則第6条の3	C	氏名変更等届出書	C	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の受理日(提出日)を記録する。
		第7条の16	水質管理責任者の選任等	規則第7条の2・第7条の4	C	水質管理責任者選任等届出書	C	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の提出日を記録する。
屋内環境(特定建築物) ・BT、80年館、外濠校舎、 富士見坂校舎、大内山校舎	建築物の衛生的環境の確保に関する法律	第4条	建築物環境衛生管理基準	令第2条 規則第3条・第3条の2・第3条の18・第4条～第4条の5	S/C				
		第5条	特定建築物についての届出	規則第1条	C	特定建築物届書 特定建築物変更(廃止)届 特定建築物維持管理権原者届	C	○	該当事由の有無及び該当事由があった場合には届出の有無について確認し、施設の名称、届出の種別及び受理日を記録する。
		第6条	建築物環境衛生管理技術者の選任	規則第5条	C				
		-	飲用水貯水槽等維持管理状況報告書の提		C	飲用水貯水槽等維持管理状況報告書	C	○	提出状況について確認し、提出日を記録する。

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容	政令・省令等	関係者	環境管理記録名	担当 部局	評価 対象	順守評価の方法
廃PCB等およびPCB汚染物の 保管・処分	廃棄物の処理及び清掃に關する法律	第2条第5項	特別管理産業廃棄物(廃PCB・汚染物等)	令第2条の4第5号イ・ロ	－				
		第12条の2第2項	特別管理産業廃棄物保管基準	規則第8条の13	J/C				
		第12条の2第5項～第7項	特別管理産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合の基準	令第6条の6 規則第8条の14～第8条の16	J	委託・運搬・処分に係る委託契約書及び添付書面	J	×	
		第12条の2第8項・第9項	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	規則第8条の17 東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱	C	特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更・廃止)報告書	C	○	選任・解任の状況及び異動があった場合は報告書の有無について確認し、被選任者の所属・氏名、提出日を記録する。
		第12条の3	産業廃棄物管理票交付報告書の作成	規則第8条の20～第8条の32	J	産業廃棄物管理票交付報告書	J	○	運搬・処分の委託の有無及び委託があった場合は管理票の有無について確認し、交付年月日を記録する。
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理推進に関する特別措置法	第3条	事業者の責務		J				
		第8条	保管等の届出	規則第5条	C	PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書	C	○	提出状況について確認し、提出日を記録する。
		―	保管事業場の変更の届出	規則第6条	J	PCB廃棄物の保管事業場の変更届出書	J	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の受理日(提出日)を記録する。
		第11条	譲り渡し・譲り受けの制限	規則第8条	J				
建築物の新築工事等 (環境配慮)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第20条	配慮指針に基づく環境配慮の措置建築物環境計画書の作成等	規則第9条の2 東京都建築物環境配慮指針	S				
		第21条	建築物環境計画書の作成等	規則第10条	S	建築物環境計画書	S	○	提出事由の有無及び提出事由があった場合は計画書の有無を確認し、建築物名称及び計画書の提出日を記録する。
		第22条	建築物環境計画書の変更の届出	規則第12条	S	建築物環境計画書変更届出書 特定建築主氏名等変更届出書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の受理日(提出日)を記録する。
		第23条	工事完了の届出等	規則第13条	S	特定建築物等工事完了届出書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の受理日(提出日)を記録する。
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	第4条	エネルギー使用者の努力	平成21年経産省告示第57号	S				
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第6条	建築主等の努力		S		S		
		第11条	特定建築物の建築主の基準適合義務	令第4条, 省令第1号	S		S		
		第12条	建築物エネルギー消費性能適合性判定	省令第1～3条	S	建築物エネルギー消費性能確保計画	S		
		第17条	特定建築物に係る報告, 検査等		S		S		
建築物等への石綿等の使用(解体・改修等工事における措置)	廃棄物の処理及び清掃に關する法律	第2条第5項	特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	令第2条の4第5号へ	－				
		第12条の2第2項	特別管理産業廃棄物保管基準	規則第8条の13	J/C				
		第12条の2第5項～第7項	特別管理産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合の基準	令第6条の6 規則第8条の14～第8条の16	J	委託・運搬・処分に係る委託契約書及び添付書面	S	×	
		第12条の3	産業廃棄物管理票交付報告書の作成	規則第8条の20～第8条の32	J	産業廃棄物管理票交付報告書	S	○	運搬・処分の委託の有無及び委託があった場合は管理票の有無について確認し、交付年月日を記録する。
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第123条	建設工事等に係る遵守事項	規則第59条 平成19年6月11日告示第875	S				
		第124条	石綿含有建築物解体等工事に係る届出等	規則第60条	S	石綿飛散防止方法等計画届	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の受理日(提出日)を記録する。
	大気汚染防止法	第18条の14	特定粉じん排出等作業に係る規制基準	規則第16条の4	S				
		第18条の15 *	特定粉じん排出等作業の実施の届出	規則第10条の4・第13条	S	特定粉じん排出等作業実施届出書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の受理日(提出日)を記録する。
		第18条の17 *	解体工事に係る調査及び説明等		S				
		第18条の20	発注者の配慮		S				
建築物等の解体工事等 (リサイクル)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第6条	発注者の責務		S				
		第9条	対象建設工事	令第2条	S				
		第10条	対象建設工事の届出等		S	届出書	S	○	届出事由の有無及び届出事由があった場合は届出書の有無を確認し、届出事由及び届出書の受理日(提出日)を記録する。
		第13条	対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項		S				

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容	政令・省令等	関係者	環境管理記録名	担当 部局	評価 対象	順守評価の方法
紙、缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、乾電池、	資源の有効な利用の促進に関する法律	第4条 第5条	事業者の責務 消費者の責務		I I				
	建設工事に係る再資源化等に関する法律	第6条	発注者の責務		I				
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第3条	事業者の責務		I				
		第12条6項	委託契約書に添付すべき書面（産業廃棄物の収集運搬・処分業の許可証の写し）	令第6条の2第4号4項 規則第8条の4	J		J		
		第6条の2第6,7項	事業者の一般廃棄物の運搬処分の委託		J				
		第12条	事業者の処理		J				
		第12条の2	事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理		J/D				
		第12条の2第2項	産業廃棄物保管基準	規則第8条	J/D	保管場所・掲示板	J	○	保管基準の要件を満たし、必要な掲示がされているか確認する。
		第12条の2第5項～第7項	委託契約書に添付すべき書面（産業廃棄物の収集運搬・処分業の許可証の写し）	令6条の6、規則第8条の14～第8条の16	J	委託・運搬・処分に係る委託契約書及び添付書面	J	○	必要書類の保管状況を確認し、許可書の期限切れを見つけたら更新する。
		第12条の2第2項	特別管理産業廃棄物保管基準	規則第8条の13	J/D	—			
		第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付等報告書の作成	規則第8条の20～第8条の32	J	産業廃棄物管理票交付状況等報告書	J	○	運搬・処分の委託の有無及び委託があった場合は管理票の有無について確認し、事業場ごとに排出量を報告書で提出、提出日を記録する。
	東京都廃棄物条例	第8条	事業者の基本的責務		I				
		第10条	事業系廃棄物の減量等		I/J				
		第11条	都民の基本的責務		I				
		第12条	商品の選択		I				
		第14条の1項	事業者の産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告等	規則第3条、	J	産業廃棄物管理責任者の設置	J	○	選任・解任の状況及び異動があった場合は報告書の有無について確認し、被選任者の所属・氏名、提出日を記録する。
	東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱	第4条～第5条	責任者設置（変更）報告書の提出		J/M/C	責任者設置（変更）報告書	J/M/C	○	選任・解任の状況及び異動があった場合は報告書の有無について確認し、被選任者の所属・氏名、提出日を記録する。
	千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例	第14条第2項	廃棄物管理責任者選任（変更）届		J	廃棄物管理責任者選任届	J	○	選任・解任の状況及び異動があった場合は報告書の有無について確認し、被選任者の所属・氏名、提出日を記録する。
		第14条第3項	事業用大規模建築物における再利用計画		J	事業用大規模建築物における再利用計画書	J	○	提出状況について確認し、提出されている場合は直近の提出日を記録する。
		第14条第6項	再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所設置届		S/J				
		第41条	一般廃棄物管理票		J	A,D票の照合、保管	J	○	A,D票の照合、保管(5年間)
	新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例	第23条	事業用大規模建築物の所有者の義務・廃棄物管理責任者の選任・再利用計画書		J	廃棄物管理責任者届出・事業用大規模建築物における再利用計画書	J	○	選任・解任の状況及び異動があった場合は報告書の有無について確認し、被選任者の所属・氏名、提出日を記録する。提出状況について確認し、提出されている場合は直近の提出日を記録する。
		第48条	事業系廃棄物保管場所の設置		S/J		J		
		第51条	一般廃棄物管理票		J	A,D票の照合、保管	J	○	A,D票の照合、保管(5年間)
化学物質（BT）	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第2条 第4条	定義等 事業者の責務	施行令第3条23	— G				
毒物・劇物（BT・市ヶ谷田町）	毒物及び劇物取締法	第11条 第12条 第15条の2	毒物又は劇物の取扱 毒物又は劇物の表示 毒物又は劇物の廃棄		G/D G/D G/D	— — —	G/D G/D D/J		
感染性廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2第2項	特別管理産業廃棄物保管基準	規則第8条の13					
		第12条の2第3項～第7項	特別管理産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合の基準	令第6条の6 規則第8条の14～第8条の16	J/M/C	委託・運搬・処分に係る委託契約書及び添付書面	J	×	
		第12条の2第8項・第9項	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	規則第8条の17 東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱	J/M/C	特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・廃止）報告書	J/M/C	○	選任・解任の状況及び異動があった場合は報告書の有無について確認し、被選任者の所属・氏名、提出日を記録する。
		第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付報告書の作成	規則第8条の20～第8条の32	J/M/C	産業廃棄物管理票交付報告書	J	○	運搬・処分の委託の有無及び委託があった場合は管理票の有無について確認し、事業場ごとに排出量を報告書で提出、提出日を記録する。
エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の廃棄	特定家庭用機器再商品化法	第6条	事業者及び消費者の責務		I	—	J		
乗用車	使用済自動車の再資源化等に関する法律	第8条 第73条	使用済自動車の引取業者への引渡義務 再資源化預託金等の預託義務		P P	— —	P P		
生ごみ（関連業者）	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	第4条	事業者及び消費者の責務		J	—	J		
施設等の緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）	第13条	施設等の緑化義務		S	緑化計画書（千㎡以上の敷地で新築・改築の際）	S		
		第14条	緑化計画書の届出		S		S		

※ 危政令：危険物の規制に関する政令，危規則：危険物の規制に関する規則，ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則，冷凍則：冷凍保安規則，一般則：一般高圧ガス保安規則，省令：エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令
※ 大気汚染防止法の一部改正（2013年6月21日公布，未施行）について反映済み。

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容	政令・省令等	関係者	環境管理記録名	担当 部局	評価 対象	順守評価の方法
--------	------	------	------	--------	-----	---------	----------	----------	---------

主な環境側面	要求事項	主要条文	適用内容				
環境に関連した諸機関との協働	千代田区と法政大学の事業 協力に関する協定	第2条	協力事業				
アスベスト(体育館)	東京都指導指針(吹付けア スベストに関する室内環境維 持管理指導指針)		維持管理及び点検調査				
	東京都指導指針 建築物の解体又は改修工事 において発生する石綿を含 有する廃棄物の適正処理に 関する指導指針		建築物の解体、改修工事において発生する 石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する 指導指針(H.19.11.14改正)				
エネルギー全般	環境自主行動計画 H19.10.31 全私学連合の申し合わせ	【目標】	教育や研究の内容に応じて、CO2排出量 が、2007年度を基点として、2008年度から 2013年度の間ににおいて、毎年度比でマイナ ス1%になるよう、削減のための努力をすると ともに、学校の特性に応じて地球温暖化対 策に向けた取り組みを行う。				

環境保全統括本部長	施 設 部